

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小名浜支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月8日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務 (その1)</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例1】</p> <p>※ いわき市社会福祉協議会小名浜地区協議会に対する行政財産使用許可に伴う電話料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて(平成25年10月25日付財政部長通知)」の規定により、子メーターがない場合として算出しているが、算出の基礎となる使用許可部分を含む施設の面積を誤って適用していた。</p> <p>なお、勿来支所市民課についても同様とされていた。</p> <p style="text-align: right;">(小名浜支所市民課)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>当該電話料の算出については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて」の規定により子メーターがない場合として算出しておりますが、算出の基礎となる「使用許可部分を含む施設面積」を前年と同面積と思いこんで算出したことにより生じたものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>監査結果を受け、現在は、建物台帳上の面積を確認したうえで当該電話料を算出しております。</p> <p>また、今後についても必ず建物台帳の確認をするとともに、複数の職員がチェックをするなどチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小名浜支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月8日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(小名浜支所市民課)</p> <p>※ 事例が認められた契約</p> <p style="padding-left: 2em;">自動扉開閉装置保守管理業務委託(小名浜支所)</p> <p style="padding-left: 2em;">自動ドア開閉装置保守管理業務委託(小名浜支所北分庁舎)</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っております。</p> <p>このため、平成29年度の契約については、協議に時間を要するため、従来通りの単年度での契約締結としたところでありますが、平成30年度からの契約方法の見直しに向けた事務手続きを進めたいと考えております。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	内郷支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月13日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(内郷支所)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア保守点検業務委託</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期継続契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っておりますが、当該協議が平成29年4月1日までに整わなかったため、平成29年度は単年度契約としたところであります。</p> <p>今後、協議の結果を踏まえ、条例第2条第4号の規定に基づく長期継続契約の運用等、平成30年4月1日からの契約方法の見直しに向けた事務手続を進めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	四倉支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月6日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>1 収入事務 (その1)</p> <p>行政財産の附帯設備使用に伴う収入事務において、私用電話料等の算出に誤りのある例が認められた。</p> <p>【事例3】四倉支所市民課</p> <p>※ いわき市水道局に対する行政財産使用許可に伴う電気料金の実費負担金については、「行政財産の使用許可における事務取扱いについて (平成25年10月25日付財政部長通知)」の規定により、子メーターがある場合として算出すべきところ、当該通知と異なる取扱いにより算出していた。【類例1件あり】</p> <p style="text-align: right;">(四倉支所市民課)</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>当該私用電気料については、例月の使用実績に基づき徴収を開始した平成24年度から、子メーターの電気使用量に電気料金単価を掛けて算出しており、財政部長通知と異なる取扱いをしておりました。</p> <p>起案する担当職員から決裁者まで財政部長通知への認識不足およびチェック体制が不十分なまま現在に引き継がれていたことによるものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>監査実施後から当該私用電気料算定の際に根拠となる例月の使用電気料等と併せ、財政部長通知により示された算出方法を記載し、決裁者までチェックできるよう改めるとともに、平成28年度の当該私用電気料について、財政部長通知により示された方法で改めて算出したところ、納付額が不足していたことから、水道局に対し納付を依頼し、収入済となっております。</p> <p>今後は通知等への認識を深め、適正な事務執行に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	四倉支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月6日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(四倉支所市民課)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア開閉装置保守管理業務委託</p>	<p>自動ドア開閉装置保守管理業務委託については、これまで単年度契約により事業を行ってまいりました。</p> <p>このたびの監査結果を受け、条例第2条第4号の適用による長期継続契約にかかる検証やいわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約期間に関する協議を契約課と行っております。</p> <p>平成29年度の当該業務委託については、契約締結時において、これらの検証および協議の途中であったことから、従前どおり単年度契約としましたが、協議結果を踏まえ、長期継続契約が可能の際は、平成30年度からの実施に向け事務手続を進めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	遠野支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月12日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>2 収入事務（その2）</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、調定金額に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 集合方式による狂犬病予防注射時においては、市民が注射会場の窓口で支払う自己負担額のうち、注射料金分については、社団法人福島県獣医師会いわき支部が受領し、畜犬登録等手数料については、市の歳入として徴収している。</p> <p>平成28年4月14日に実施した集合注射時における畜犬登録等手数料は、鑑札交付手数料（2件6,000円）及び注射済票交付手数料（52件28,600円）の計34,600円であったにもかかわらず、200円多い34,800円で調定を行っていた。</p> <p style="text-align: right;">（遠野支所）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>利用者から受領した畜犬登録等手数料及び注射料金について、それぞれの算定内訳の確認を遺漏したことから発生したものです。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>当該手数料の誤収入である200円については、平成29年1月20日付で戻出処理を行うとともに、同日付で社団法人福島県獣医師会いわき支部へ200円の入金処理を実施しました。</p> <p>今後は、算定内訳の確認を複数人で行い、同様の事案が発生しないよう適正な事務執行に努めてまいります。</p>
<p>6 支出事務（その1）</p> <p>交際費に係る支出事務において、前渡資金を受領する以前に支払をしている例が認められた。</p> <p>※ 支所長交際費に係る7月分の前渡資金受領日が7月14日であったにもかかわらず、受領日以前の7月3日に支払がされており、職員による一時立替払いが認められた。</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>7月分の交際費については、同月中に開催予定の会合の開催通知を待ち、支出命令処理を行ったことにより、月初めに前渡資金を資金前渡職員の口座へ振り込むことができず、結果として7月3日支出分については、職員による一時立替払いを行ったものであります。</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p style="text-align: right;">(遠野支所)</p> <p>8 支出事務 (その3)</p> <p>庁舎管理に関する事務において、事業系一般廃棄物の排出に事業者専用袋が使用されていない例が認められた。</p> <p>※ 事業系一般廃棄物については、市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第 20 条第 4 項及び市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第 8 条第 3 号の規定により、事業者が排出する際に事業者専用袋を使用しなければならないとされているが、支所から排出される事業系一般廃棄物について、事業者専用袋が使用されず、市規格ごみ袋が使用されていた。</p> <p style="text-align: right;">(遠野支所)</p>	<p>[措置した内容]</p> <p>過去の支出実績等を勘案し必要額を見極め前渡金を受けることとし、受ける時期についても立替払いが生じないように設定し、財務規則に則した事務執行に努めてまいります。</p> <p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>関係職員の認識不足により過去数年に渡り一般の市規格ごみ袋を使用し排出していたところでした。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>平成 28 年度からは、事業者専用袋を購入し、専用袋を使用して排出しておりますが、今後人事異動等により庁舎管理事務担当者が変更となっても事業者専用袋を用いて排出するよう事務引継ぎを行ってまいります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	遠野支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月12日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(遠野支所)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア開閉装置保守管理業務委託</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期継続契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っております。</p> <p>平成29年度の当該契約については、長期継続契約の適用の検証及び契約課との協議等が間に合わなかったことから、平成30年度の契約に向けて、協議の結果を踏まえ、契約方法の見直しを進めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小川支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月9日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>5 収入事務 (その5)</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。</p> <p>※ 畜犬登録等手数料として平成28年5月9日(月)に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月10日(火)までに払い込まなければならなかったにもかかわらず、同月11日(水)に払い込まれていた。</p> <p style="text-align: right;">(小川支所)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>畜犬登録等手数料に係る収入事務における指定金融機関への払込みの遅延の原因につきましては、狂犬病予防注射事務や収入事務及び調定事務を担当職員(1名)が全て行っていたため、指定金融機関に払込むことを失念していたことにあります。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今回の指摘を受け、徴収した手数料の指定金融機関への払込み、及び調定事務につきましては、担当者以外の職員も点検を行うなど、業務を分担し事務処理を行っております。</p> <p>今後も市財務規則に従い、遅延が無いよう適切に努めて参ります。</p>
<p>7 支出事務 (その2)</p> <p>嘱託職員の賃金に係る支出事務において、所得税等の源泉徴収税額に誤りのある例が認められた。</p> <p>※ 宿直業務に従事する嘱託職員の賃金について、8月分の課税対象額70,400円に対し、所得税法第28条の給与所得として同法第185条第1項第2号イの規定により、給与所得の源泉徴収税額表(月額表)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>嘱託職員の賃金に係る所得税の源泉徴収税額の誤りの原因につきましては、源泉徴収確認票により計算しました源泉徴収税額を、嘱託職員賃金内訳書に転記する際に誤って記載したことが原因です。</p> <p>[措置した内容]</p>

<p>是正改善を要する事項</p>	<p>措置した内容等</p>
<p>の乙欄を適用し、復興特別所得税と併せて3.063%の税率で2,156円を源泉徴収すべきところ、2,153円を源泉徴収していた。 (小川支所)</p>	<p>今回の指摘を受け、嘱託職員の賃金の支給事務に係る書類の作成において、担当者以外の職員が点検を行うなど複数名で確認する体制を取り、適切な支出事務に務めてまいります。</p> <p>なお、誤った源泉所得税につきましては、平成28年分の確定申告により対応していただいております。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	小川支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月9日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(小川支所)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア保守点検業務委託</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用して長期継続契約とすることができるものであるかの検証や、いわき市長長期継続契約事務取扱要綱に基づく、契約の期間に関する協議等を契約課と行っております。</p> <p>今後、協議の結果を踏まえ、契約方法の見直しに向けた事務手続きを進めて参ります。</p> <p>平成29年度は、第4号適用の事務処理が整わず単年度契約といたしましたが、平成30年度から長期継続契約を適用できるよう事業者と協議を行い、理解が得られた場合には、契約課と合議のうえ事務処理を行います。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	好間支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月9日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(好間支所)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動扉開閉装置保守管理業務委託</p>	<p>平成29年度は、事務処理が整わず単年度契約といたしました。今回の意見又は要望をふまえて、平成30年度以降の契約については、長期継続契約とすべく、契約課、総務課等関係各課との必要な協議・検証・連携、事業者との協議を進め、事業者からの最終的な理解・合意が得られた場合には、適正に事務処理を進めて参ります。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	田人支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月15日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>9 契約事務 (その1)</p> <p>業務委託に係る契約事務において、契約期間が不明確で、必要な予算措置がないまま、自動更新としている例が認められた。</p> <p>※ 田人支所自家用電気工作物保安管理業務委託については、平成28年4月1日付で契約を締結しているが、契約書中に契約期間の終期年が記載されていなかった。また、債務負担行為による次年度以降の予算措置がなされていないにもかかわらず、双方異議の申し出が無い場合には契約期間を更に1年間有効とする内容となっていた。</p> <p style="text-align: right;">(田人支所)</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>関係職員の確認不足により、契約期間の記入漏れ、予算措置がないまま自動更新とする契約締結をしてしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>指摘のあった平成28年度の契約については、平成29年3月31日を以て終了しております。</p> <p>今後は、遺漏のないよう事務を進めるとともに、職員間の確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p>
<p>11 契約事務 (その3)</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱に基づく必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 川部財産区における土地の貸付に係る契約事務について、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項の規定による「契約の締結に当たっては、当該契約の締結後において、契約等の相手方が排除措置対象者に該当することが判明した場合に当該契約を解除するこ</p>	<p>[指摘事項が発生した原因]</p> <p>契約事務において、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、関係職員の確認不足により契約書への記載が漏れてしまったものです。</p> <p>[措置した内容]</p> <p>今後は、いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第3項に定める措置について、契約書への記載を行うとともに、職員</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>とができるよう、あらかじめ契約書中にその旨を規定する等の必要な措置」が講じられていなかった。</p> <p>なお、次の契約についても同様とされていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 田人支所自家用電気工作物保安管理業務委託 <p style="text-align: center;">(田人支所)</p>	<p>間の確認体制の強化を図り、適正な事務執行に努めます。</p>

監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	田人支所
監査の種類	平成28年度 定期監査 (28監第79号 平成29年3月30日報告)
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年6月15日

意見又は要望とする事項	措置した内容
<p>1 契約事務(長期継続契約の適用の検討について)</p> <p>業務委託に係る次の契約事務については、同一業者と長期間にわたって単年度契約を続けているが、いわき市長期継続契約に関する条例第2条第4号の規定に基づき、長期継続契約の適用が可能であることから、事務手続の効率化を図るため、契約の実態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p>なお、久之浜・大久支所においては、平成28年度からの委託業務であるが、他支所と同様に長期継続契約の適用が可能であることから、契約の形態に合わせて契約方法の見直しを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">(田人支所)</p> <p>※ 事例が認められた契約 自動ドア開閉装置保守管理業務委託 田人ふれあい館昇降機保守管理業務委託</p>	<p>監査結果を受け、条例第2条第4号を適用し長期継続契約とすることが可能かどうか、いわき市長期継続契約事務取扱要綱に基づく契約の期間に関する協議等を契約課と行っております。</p> <p>平成29年度の契約については、事務手続き上、単年度で契約いたしました。平成30年度に向け、契約方法の見直しを進めて参ります。</p>